学校における医療的ケア

―子供の個別最適な学びを実現する養護教諭の機能と役割―

永田町子ども未来会議
2022年4月28日
子どもの未来と健康を守り育てる会
静岡大学　　鎌塚　優子
女子栄養大学　大沼　久美子

本日お伝えしたいこと

教員で唯一、医学的・看護学的素養を有した

「養護教諭」を理解していただき、

★学校における医療的ケアの円滑な導入

★子供の個別最適な学びを実現　を考える

表１　養護教諭とは

	養護教諭	教　諭
職務の法的根拠	学校教育法第37条12項 「児童の養護をつかさどる」 ※養護とは、健康を保持増進するすべての活動	学校教育法第37条11項 「児童の教育をつかさどる」
資質能力の担保	教育職員免許法施行規則第9条 養護教諭専修免許状（大学院修了相当） 養護教諭一種免許状（大学卒業相当） 養護教諭二種免許状（短大卒業相当） ※看護師資格は問わない	教育職員免許法施行規則第9条 小・中・高等学校教諭専修免許状（大学院修了相当） 教諭一種免許状（大学卒業相当） 教諭二種免許状（短大卒業相当）
任用形態	自治体が行う教員採用試験等	自治体が行う教員採用試験等
勤務形態	常勤（小：851人、中・高：801人、特支：61人以上で2人配置）	常勤（30人学級、35人学級）
職務内容	救急処置・健康診断 疾病予防・感染症対策などの保健管理 保健教育（教諭兼職発令で授業も可） 健康相談・保健室経営・保健組織活動 学校保健活動の中核的役割 コーディネーターの役割など	授業（各教科等）運営、学級経営 など
職務内容（共通）	生徒指導、教育相談、特別支援教育、進路指導、人権教育、不登校支援、いじめや自殺対策、健康教育（保健教育、安全教育、食育等）、危機対応など	

表2　養護教諭と医療的ケア看護職員の違い及び学校での医療的ケアの役割分担例

	養護教諭	医療的ケア看護職員（看護師）
職務の法的根拠	学校教育法第37条12項 「児童の養護をつかさどる」	医ケア児支援法 ※医ケア児支援法：当該児童生徒の医療的ケアを行う
資質能力の担保	教育職員免許法施行規則第9条 養護教諭専修免許状（大学院修了相当） 養護教諭一種免許状（大学卒業相当） 養護教諭二種免許状（短大卒業相当） ※看護師資格は問わない	保健師助産師看護師法第5条・第6条 看護師：傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う 准看護師：医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行う
任用形態	自治体が行う教員採用試験等	自治体や学校での面接等
勤務形態	常勤	非常勤又は常勤
医療的ケアにおける任務	・学校という集団生活を通じて発育発達支援を行うために、医療的ケア導入にあたっての校内外とのコーディネーター的役割（体制整備、管理職や学年・特別支援学級との連絡調整、環境調整、学校行事や宿泊学習等での調整、他の児童生徒との調整、医療的ケア看護職員や学校医、保護者等との調整など）を行う。 ・医ケア児理解のための保健教育や研修企画運営を行うなど	医療的ケア（主治医との連絡調整含む）技術の提供、一般教員等が行う医ケアへの助言

図１　養護教諭養成の道筋

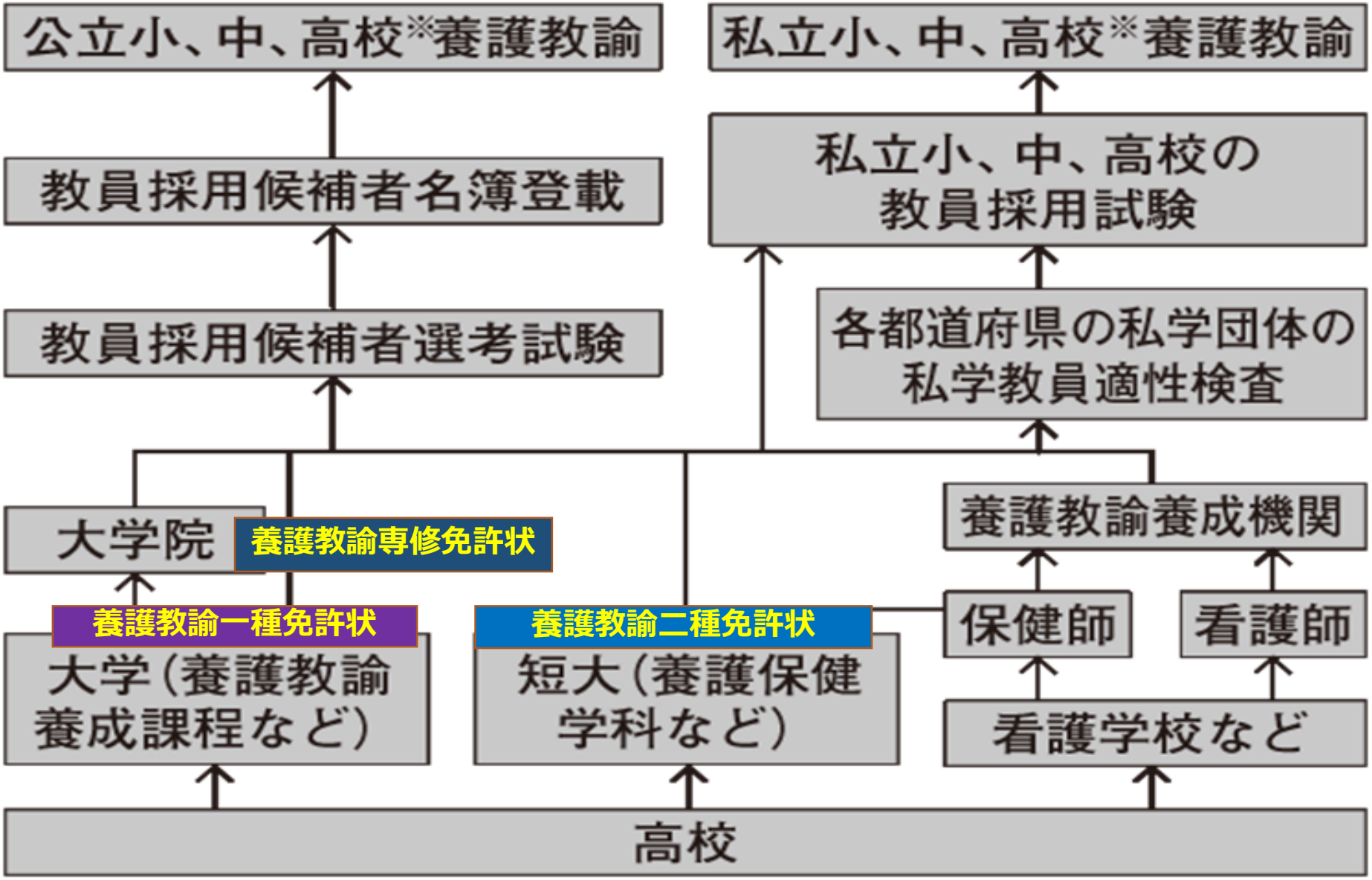

表3　養護教諭養成カリキュラムの専門科目

（教育職員免許法により資質が担保されている）
(教育職員免許法施行規則第9条）※最低単位

養護に関する科目	専修	1種	2種
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む）	4	4	2
学校保健	2	2	1
養護概説	2	2	1
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	2
栄養学（食品学を含む）	2	2	2
解剖学及び生理学	2	2	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	2
精神保健	2	2	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む）	10	10	10
小計（単位）	28	28	24

※　上記は最低単位数、各養成大学はプラスαの単位を課している。
※　2単位とは、90分授業が15回
※　看護学10単位とは、90分×15回×5＝6750分（113時間）以上となる（実習科目は講義科目の2倍の時数が必要）

図3「医ケア児支援法」に基づく学校における医ケア児教育支援体制における養護教諭の役割概念図案（大沼作成）

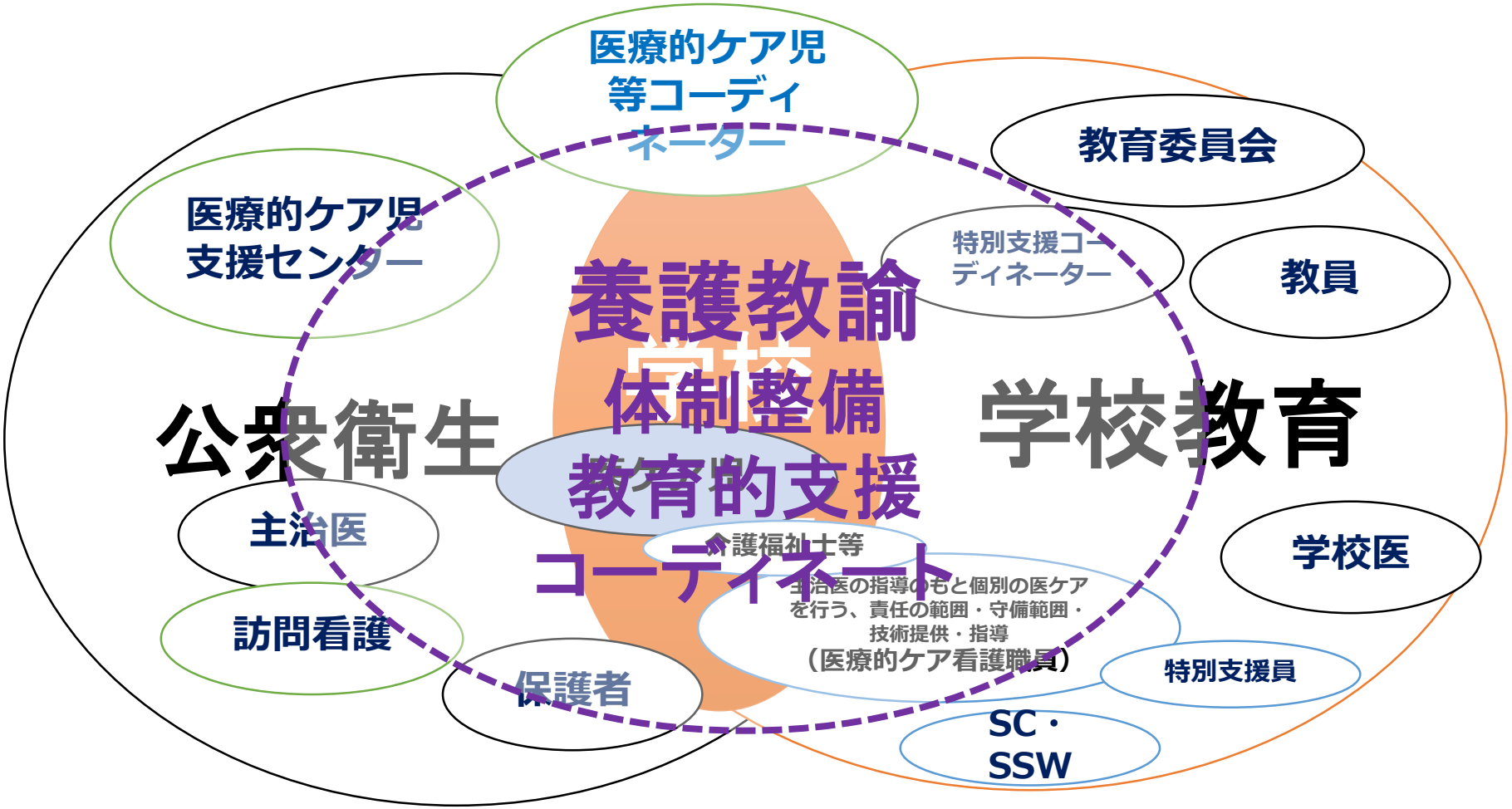

※医ケア児だけでなく、食物アレルギー児や心臓疾患がある子供などすべてのケアが必要な子供も同様

うまくいっているA総合支援学校の例

1．医療的ケアが必要な子供の障害名・疾病名

脊髄性筋委縮症 1 型，慢性呼吸器不全，大田原症候群、
難治性てんかん，染色体異常，二分脊椎症，
睡眠時無呼吸症候群 など

2．医療的ケアの内容

人工呼吸器の管理、口腔・鼻腔・気切部からの痰の吸引、
胃ろう・経鼻注入、酸素吸入、モニター管理、血糖値測定、
インスリン施注 など

3．医療的ケア看護職員の配置状況

常勤の配置, 非常勤の配置あり

４．うまくいった要因

- 入学前の聞き取りシートを作成し、漏れのない情報収集を行い、入学後の体制整備（担任・クラス決定・教室配置等）につなげている。
- 主治医と連携し、Web相談や学校訪問していただくことで、学校の情報を伝達し、健康相談を行う体制を作った。
- 学校医の健康相談を活用し、看護師の不安や困り感の解消に役立てた。
- インシデントやアクシデントを看護師・教員から収集・分析し、事故予防に努めている。
- 校外・宿泊学習・水泳学習等については、こまめに検討委員会を開催し、学年スケジュールと医ケア実施の調整を行う（会議の日程調整も行う）。
- 訪問籍から通学籍の移行に向けて、医療的ケアの内容をふまえて主治医訪問・家庭訪問し、学年の受け入れ体制との橋渡しを行った。
- 人工呼吸器の取扱いについて、毎年業者・医師による研修会を実施している。
- 毎月、医療的ケア担当者会を開催、看護師と教員のスキルアップと情報交換を行っている。
- 自閉症児に対する保健室でのインスリン施注を安全に実施するために、視覚支援と場の構造化を学年・看護師と検討し、安定して実施することができるようになった。
- 養護教諭の職務である救急処置等は、医療的ケア看護職員の職務ではないので職務の範囲を超えない共通理解が大事。

校内の「医療的ケアコーディネーター」をマニュアルに明記
職務の特質から「養護教諭」が可能　→　定数改善・複数配置必須

養護教諭の職務の具体事項

保健管理

- 健康診断（学校医、学校歯科医、学校薬剤師との調整含む）
- 救急処置（傷病者、食物アレルギー、医療機関への移送、体制整備等）
- 感染症対策（コロナ禍感染対応、健康観察、消毒体制整備、感染者対応・物品調達等）
- 疾病管理（慢性疾患：心臓疾患、心臓疾患、一型糖尿病、小児がん等）
- 学校環境衛生検査
  （飲料水の検査、換気、照明、プール、清掃等、学校薬剤師との連携）

保健教育（健康・安全・食育等の指導、保健委員会活動等）

保健室経営

健康相談（不安や悩み、いじめ、体や性の相談、摂食障害、コロナ不安等）

- 特別支援教育コーディネート
  （発達障がい、医ケア、知的・情緒障がい、視覚・聴覚障がい等）
- 保健室登校支援・不登校支援
- 自傷行為、自殺対策、児童虐待、性的虐待等　危機対応
- 外部専門機関との連携、SC,SSWとの連携
- 保護者対応
- 教員のメンタルヘルス

保健組織活動（学校保健委員会、職員保健部会、PTA保健部会等）

- 教職員研修（食物アレルギーエピペン対応研修、AED研修等）

養護教諭の職務は
多種多様

養護教諭の
多忙化

養護教諭の配置状況

・３学級以上の学校に１人、未配置校もあり

＜複数配置＞

・小学校：児童生徒数851人以上

・中学校、高等学校：児童生徒数801人以上

・特別支援学校：61人以上

＜加配＞

・いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置

コロナ対応加配は、現段階ではされていない

R2：「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等）＋ 20人

養護教諭の複数配置（定数改善）は必須

本日のまとめ

- 学校で医療的ケアを導入する場合は、学校に「医ケア担当のコーディネーター（主幹教諭や養護教諭）」をおく。
- 養護教諭はその専門性（養成カリキュラムに担保）から、「医ケア担当のコーディネーター」の役割を果たすことが可能。
- 医ケアマニュアルには、校内教職員の役割を明記する。
- 一方で養護教諭に求められる職務が増大しており、一人では追い付かない現状。
- 養護教諭の定数を改善・増員し、医ケア担当のコーディネーターとしての役割を明確化する。
- 看護師資格を有する養護教諭がいても、養護教諭として任用されているため、看護師として医療的ケア看護職員は兼任できない。
  → 医ケア看護師人材バンク、退職養護教諭等の活用

医療的ケア看護職員の不足への対策

様々なアイデアを検討しています★